

令和6年4月1日から、ごみの分別などが変わっています

ごみを出す前に、ごみの分別ガイドブックをご確認ください

お手元に無い場合、廃棄物対策課(本庁)や市民生活課(波崎総合支所)、公民館などの一部公共施設で配布しておりますので、お手数ですが、窓口までお越しください。また、市ホームページにも掲載されています。

分別が可燃ごみに変更となったもの

- ゴム・皮革類(バッグ、ランドセル、くつ、ボール、ゴム手袋、長ぐつ、スリッパ、雨カッパなど)
- 木材(長さ50cm以下、太さ20cm以下のもの)
※太さの制限が、10cm以下→20cm以下に変わりました。



波崎地域用(青色・ブルー)



- 竹、竹製品(長さ50cm以下にして縦に割ったもの)



- ビニール類
- スポンジ類



- 繩やロープなどひも状のもの
- 保冷剤などジェル状のもの



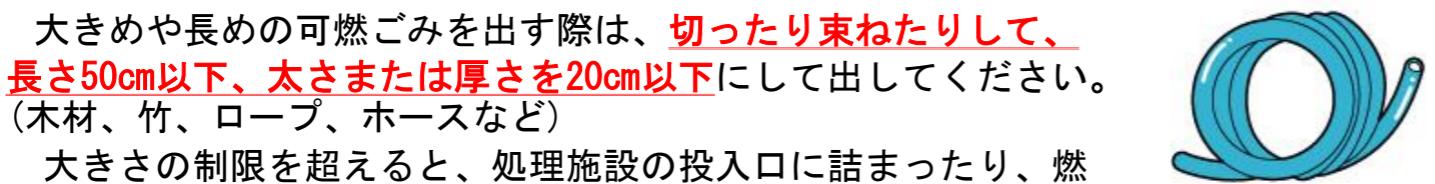
- 資源とならない繊維類(汚れた衣類、マット類、座布団類、ぬいぐるみ、わたの入ったもの)



可燃ごみを出す際の大きさの制限

大きめや長めの可燃ごみを出す際は、切ったり束ねたりして、長さ50cm以下、太さまたは厚さを20cm以下にして出してください。
(木材、竹、ロープ、ホースなど)

大きさの制限を超えると、処理施設の投入口に詰まったり、燃え残ったりして、**最悪の場合、施設を止めることになります。**



プラスチック類の分別変更

分別	過去の分別 (令和6年3月31日まで)	現在の分別 (令和6年4月1日から)
可燃ごみ	やわらかいプラスチック (レトルトパック類、菓子や冷凍食品の袋など)	汚れの取れないプラスチック類 (レトルトパック類、油の容器、わさ歯みがき粉のチューブなど) ※水ですすぐなどして汚れが落ちれば資源です。ご協力をお願いします。
不燃ごみ	かたいプラスチック (ソース・油などの容器、バケツ、洗面器など)	「プラマーク」のないプラスチック類 (ポリバケツ、洗面器、まな板など)
資源 (プラスチック類)	ペットボトル、「プラマーク」のあるトレイ・プラスチック ※水ですすぐなど、きれいにして出してください。	ペットボトル、「プラマーク」のあるトレイ・プラスチック ※水ですすぐなど、きれいにして出してください。

資源(プラスチック類)の出し方

1. キャップ・ラベルを取る(ペットボトルなどの場合)
2. 水ですすぐ
3. 不燃ごみの指定袋へ全部一緒に入れる
※ペットボトルのキャップ・本体・ラベル、プラマークのある容器(トレイ・卵のパックなど)は、全部一緒に入れます。

◎**「プラマーク」が付いている容器は、汚れが落ちていれば、資源(プラスチック類)として出せます。**

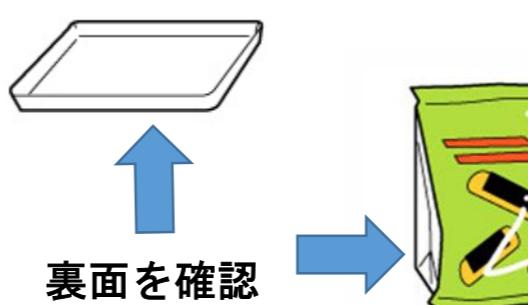


使用するのは
**不燃家庭用
神栖市指定**不燃ごみの袋です



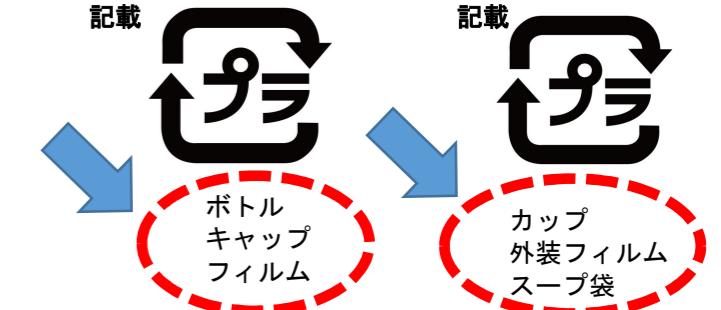
捨てる前に確認! 「**「プラマーク」**」は、こんなところにも付いています

トレイやパッケージの裏面に記載



裏面を確認

容器の一部にまとめて記載
例: シャンプーボトルに記載
例: カップ麺のカップに記載



ボトル
キャップ
フィルム

カップ
外装フィルム
スープ袋

ペットボトルや「**「プラマーク」**」のあるプラスチック類は、汚れを落とし、「資源(プラスチック類)」で出して、ごみの量を減らしましょう

ごみの収集体制の変更

波崎地域は、集積所での資源(古紙、プラスチック類、ビン・缶)や有害ごみの収集が始まりました。

これに伴い、公共施設に設置している回収ボックスでの有害ごみの拠点回収を一部終了しました。

新たに、資源物や有害ごみなどの収集日が設けられたため、**可燃ごみ以外の収集日が変更になります**ので、ご注意ください。

収集日は、ガイドブックの表紙裏と1ページの地区別収集日一覧をご確認ください。

※資源物集団回収は、地区などの団体が実施しています。

今後の実施予定などは、ご利用の資源物集団回収の団体の方に、ご確認ください。

回収ボックスでの回収を終了した品目

波崎地域の公共施設にて実施していた有害ごみの回収について、集積所での収集が可能となることから、「水銀を使っている体温計・温度計」「蛍光灯・蛍光管」「ビデオテープ・カセットテープ」の回収ボックスでの回収を終了いたしました。

なお、「乾電池」「小型家電」「小型充電式電池」「使用済みインクカートリッジ」「廃食用油」の拠点回収については、引き続き実施しています。

拠点回収を終了した品目	終了後の出し方
水銀を使用している体温計・温度計、蛍光灯・蛍光管	有害ごみ(集積所で収集)
ビデオテープ、カセットテープ	可燃ごみ(集積所で収集)

ごみの分別カレンダー

令和7年4月～令和8年3月のごみの分別カレンダーがございます。

廃棄物対策課(本庁)及び市民生活課(総合支所)で配布しています。

市ホームページからも印刷可能です。

神栖ごみ分別アプリでも分別カレンダーを利用できます。

スマートフォンをお持ちの方は、下のQRコードを読み取るか市ホームページからダウンロード可能です。



神栖ごみ分別アプリ

カレンダー見本(1年分をA3サイズ1枚に集約)



有害ごみ・危険ごみの出し方

波崎地域で集積所での有害ごみの収集が始まりました。また、波崎地域の危険ごみの出し方は、以下のように変わりましたので、ご注意ください。

有害ごみ・危険ごみは、**別々の袋**で出してください。

分別・品目	出し方	使用する袋
有害ごみ ●電池(乾電池※ 小型充電式電池※ ボタン電池) ●水銀を使っている 電球・体温計・ 温度計 ●蛍光灯・蛍光管 (LED含む)	●電池はテープで絶縁する。 (絶縁しないと、発熱・発火を起こす恐れあり) ●電球などは、割れないよう購入時の箱などに入れる。 (割れると、ガラスが飛び散ったり水銀が漏れて危険) ●中の見える袋に入れ、「 有害 」「 名前 」を書く。	中の見える袋 (透明・半透明 のビニール袋 など)
危険ごみ ●刃物 ●割れたガラス・ 陶磁器 ●針、釘 ●ライター、 スプレー缶	●刃物や割れたガラスなどは包装する。 ●針やカミソリの刃などは容器に入れる。 ●ライターやスプレー缶などは中身を使い切り、スプレー缶は穴を開ける。 (中身のガスが残っていると、引火して爆発し、火災を引き起こす可能性あり) ●中の見える袋に入れ、「 危険 」「 名前 」を書く。	

※「乾電池」「小型充電式電池」は、集積所に出すほかに、公共施設などに設置してある回収ボックスに出すこともできます(回収ボックスの設置場所はガイドブックをご確認ください)

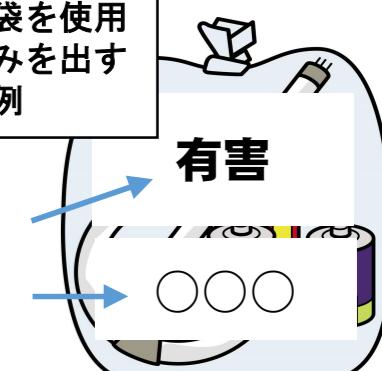
ごみ袋には名前を書きましょう

収集されず残されたごみの自己処理責任や不法投棄防止など、集積所の適正管理や分別徹底の促進に有効ですので、ごみを出す際は名前を書きましょう。

なお、**有害ごみ・危険ごみは、中の見える袋であれば、市の指定ごみ袋を使用しなくても構いませんが、名前を書く欄が無いため、空いているスペースに名前の記入をお願いします。**

中の見える袋を使用して有害ごみを出す場合の記入例

ごみの種類
名前



ごみ集積所用の掲示物(サイズ:A4またはA3)

ごみの出し方や収集日などを記載しパウチ加工(※)した簡易的な掲示物を廃棄物対策課でお渡しすることができます(記載内容や必要数によっては、お渡しまでにお時間をいただく場合があります)

※パウチ加工：透明なフィルムで紙を挟み込み熱圧着させた加工